

プロジェクト 仮想通貨に係る会計上の取扱い

項目 参考人聴取（第 104 回実務対応専門委員会）における質疑応答

本資料の目的

1. 本資料は、第 104 回実務対応専門委員会（2017 年 5 月 2 日開催）における参考人聴取における質疑応答をまとめたものである。

仮想通貨交換業者の業務**仮想通貨交換業者が取り扱う仮想通貨の種類について**

2. 販売所における自己取引業務で 12 種類、取引所における委託取引業務で 20 種類の仮想通貨を取り扱っているとのことであるが、販売所と取引所で取り扱う種類が違う理由は何か。

【参考人の発言】

- 現在、実際に取扱いがある仮想通貨の種類を示したものである。

3. 現時点で、委託取引業務まで含めると 20 種類の仮想通貨が取扱われているとのことであるが、今後も取扱種類は増えていく見込みか。また、仮想通貨として流通したものの、その後には消滅したという事例があるか。

【参考人の発言】

- 現時点で仮想通貨といわれるものが世界中では 700 種類以上あるといわれており、現時点でも新たな仮想通貨の開発が行われている状況である。このような状況を踏まえると、仮想通貨自体の種類は増加は今後も続くものと考えられる。
- また、小規模な仮想通貨においては、一時的に流通したものの、その後、取引が行われなくなったものはあるのではないか。

決済サービス提供業務について

4. 決済サービス提供業務において、仮想通貨取扱店舗では短期間で円転換を行うことが多いとのことだが、会計期間をまたいで仮想通貨を保有するようなケースはあるか。

【参考人の発言】

- 多くの事例では、仮想通貨取扱店舗が価格変動リスクを避けることを目的として、即時に円換算した金額を受領しているのではないかとと思われる。

5. 仮想通貨取扱店舗は現時点で約 4,600 店舗とのことだが、取扱店舗数の今後の増加見込みについてお伺いしたい。

【参考人の発言】

- 大手企業も参入し始めており、仮想通貨の取扱い店舗数は非常に増加しており、今後もこの動向は続くものと認識している。

6. 仮想通貨販売所として取引主体となる仮想通貨交換業者と、仮想通貨取扱店舗に対する決済サービス提供者としての仮想通貨交換業者は同一の存在であるか。また、同一である場合には、仮想通貨の法定通貨への交換について、取引条件が同一であるか。

【参考人の発言】

- 販売所における自己取引業務と仮想通貨取扱店舗に対する決済サービス提供業務のいずれも提供するケースもある。
- その場合、仮想通貨と法定通貨の交換レートは同一としつつ、仮想通貨取扱店舗に対する決済サービスについては、決済システム提供の対価として、別途、決済手数料等を請求する場合がある。

仮想通貨交換業者が顧客から預託を受ける取引について

7. 仮想通貨交換業者が顧客から仮想通貨の預託を受ける場合、預託された金額に対応した供託のような仕組みは存在するか。

【参考人の発言】

- 仮想通貨交換業者が顧客から預託を受ける場合、仮想通貨を分別管理している。供託のような仕組みはない。

8. 仮想通貨交換業者が顧客から仮想通貨の預託を受ける取引について、顧客の預託期間は長期にわたるものもあるか。

【参考人の発言】

- 仮想通貨が投資目的で保有される場合、預託期間が長期になるケースがある。
- 仮想通貨が決済目的、送金目的等で購入された場合には、預託期間は短期となる。

仮想通貨の内容

仮想通貨毎の特徴について

9. 仮想通貨交換業者が取扱う仮想通貨について、仮想通貨ごとに大きな違いはあるか。

【参考人の発言】

- 基本的にはビットコインのプロトコルをベースとしているが、それぞれ多様な目的をもって発展しており、様々な特徴がある。例えば、発行上限がないもの、取引の承認に要する期間を短縮したもの、取引履歴が匿名化されたもの、発行体の有無等、様々な相違点が認められる。

10. ビットコインとイーサリアムを比較した場合、特徴的な相違点があればお伺いしたい。

【参考人の発言】

- イーサリアムはビットコインと似た特徴を持っているが、イーサリアムはブロックチェーン上のアプリケーションを開発しやすい環境を整えた通貨であるという特徴がある。
- ビットコインでも、同様にブロックチェーン上のアプリケーションを開発することは可能であるが、イーサリアムの方が容易に開発を行うことが可能である。

仮想通貨の管理について

11. ビットコインについては、プログラムが一般に公開されており、特定の管理者が存在しない仕組みと言われているが、実際に誰が、どのような意思決定プロセスに基づき、プログラムの修正等のメンテナンスを行っているかお伺いしたい。

【参考人の発言】

- ビットコインについては、ボランティアベースで開発者の方々数十名がメンテナンスを実施している。
- ビットコインのプロトコルの変更を行う場合には、一定割合の採掘（マイニング）を行うマイナーの承認を得る必要がある。
- プログラムの変更提案については、開発者からなされることが多いが、提案者についての制限は存在しないため、誰でも提案を行うことは可能である。

仮想通貨のマイナーについて

12. 仮想通貨の採掘（マイニング）を行うマイナーには誰でもなることができるか。

【参考人の発言】

- 仮想通貨のマイナーには、誰でもなることが出来るが、ビットコインについては採掘の難易度があがっており、マイニングのためのコンピューターを動かすために多額の電気代が必要となるため、マイニングを行える者は比較的に限定されると考えられる。

仮想通貨の裁定取引について

13. ビットコインについては裁定取引により取引価格が収斂し、取引所間で価格差が生じていない状況と理解してよいか。また、ビットコイン以外の、仮想通貨交換業者で取扱いのある仮想通貨についてはどうか。

【参考人の発言】

- ビットコインについては、海外の取引所も含めて考えると、完全に裁定が働いているとまでは言いきれないとする。要因の一つとしては、日本において仮想通貨が消費税の課税対象となっていることが挙げられる。
- ビットコイン以外の通貨についても、国内では扱われる例は多いとはいえないため、完全に裁定が働いているとは言えないと思われる。

仮想通貨の価格変動要因について

14. 仮想通貨の価格変動は、主に需給要因によるものと理解しているが、もし、特定の情報に対する有意な価格変動であるとか、有価証券や金等の特定の投資商品と類似した価格変動の傾向などを把握されていればご教示いただきたい。

【参考人の発言】

- 基本的には需給要因が大きいと考えている。ただし、他の要因、例えば、本年1月までは、ビットコイン取引の大半は対人民元との交換取引であったため、人民元と逆相関の関係が生じていたり、発行数量が有限であるという特徴から、金の値動きと相関するという分析が示されたこともある。また、ある国の法定通貨の信頼が揺らぐと仮想通貨が値上がりするという関係も生じていた。

仮想通貨間での取引について

15. 仮想通貨間での交換取引は行われているか。

【参考人の発言】

- ビットコインと他の仮想通貨との交換は行われている。

仮想通貨交換業者間の取引について

16. 仮想通貨交換業者と個人の取引ではなく、仮想通貨交換業者間の取引は行われているか。

【参考人の発言】

- 仮想通貨交換業者間の取引も行われている。

仮想通貨の取引高について

17. 仮想通貨の取引高はドルベースで示されることが多いと認識しているが、ベースになる通貨としてドルが定められているということか。

【参考人の発言】

- ビットコイン発祥の時点では、対ドルでの取引が大部分だったため、主にはドル建てのチャートしか存在しない状況であった。ただし、現状では特にドル建てをベースとする取決めがあるわけではなく、現状の通貨ベースでは円建ての取引が一番多く、次いでドル建て、その次が人民元という状況である。

開発を予定している仮想通貨に係る会計基準について

対象とする仮想通貨の範囲について

18. 仮想通貨の基準開発にあたっては、当面の取扱いとして、ビットコインを念頭に、資金決済法上の仮想通貨に係る仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者における会計上の取扱いに関して、必要最小限の項目とすることを事務局より提案しているが、対象とする仮想通貨の範囲についてご意見をお伺いしたい。

【参考人の発言】

- 仮想通貨交換業者としては、業者登録において取扱可能な仮想通貨を範囲に含めるなど、ビットコインに限定しない方が望ましいと考える。
- 今後も多様な仮想通貨が新たに開発され、実際に仮想通貨交換業者において取り扱われる状況が生じる可能性を踏まえると、資金決済法上の仮想通貨全体を視野に入れていただきたい。

優先的に検討すべき必要最小限の項目について

19. 優先的に検討すべき必要最小限の項目としては、仮想通貨の期末評価、仮想通貨交換業者が顧客から預かる資産（仮想通貨）の会計処理、及び仮想通貨交換業者の損

益計算書における表示を想定しているが、検討項目の範囲についてご意見をお伺いしたい。

【参考人の発言】

- 仮想通貨交換業者の間で話題に挙がるのは、仮想通貨の期末評価及び収益のグロス・ネット表示であり、対象とする項目に違和感はない。
- 事務局の提案に追加するとすれば、仮想通貨交換業者における仮想通貨の売却損益の認識時点が論点として考えられる。

仮想通貨に係る会計基準の開発スケジュールについて

20. 仮想通貨に係る会計基準の開発スケジュールについて要望があればお伺いしたい。

【参考人の発言】

- 上場会社のグループ企業も参入が始まっており、四半期決算等も見据えて可及的速やかに開発をお願いしたい。

仮想通貨交換業者が期末に参照する時価について

21. 仮に仮想通貨交換業者が仮想通貨を時価評価する場合、ベンチマークとしての市場のどの価格を参照することを想定しているかお伺いしたい。

【参考人の発言】

- 現状では、会計処理にあたり評価の指標として時価が必要となる場合には、自社で顧客に提示している取引価格を参照している。そのため、同じ仮想通貨であっても各社ごとに時価に多少の乖離が生じるケースはあり得ると考えている。
- 仮想通貨の取引は常時行われているため、どの時点の価格を参照するか（期末日の23時59分59秒の価格を参照するか）が論点となる。仮想通貨については価格変動性が大きいいため、一定期間の平均価格を採用することができるのかどうかについても明確化してほしい。

22. 仮想通貨交換業者は自社の取引価格を時価として取扱っているとのことであるが、これは自社の取引所における取引価格との認識で相違ないか。

【参考人の発言】

- 当社では取引所で取り扱う仮想通貨の種類は限定的であるため、ビットコイン以外の仮想通貨の時価は基本的には自社の販売所の取引価格を参照して

いる。

23. 仮想通貨の業界団体として、ベンチマークとなるような取引価格を一に定めて公表する予定はあるか。

【参考人の発言】

- 現時点では特にそのような検討は行っていない。

24. 流通量の低い仮想通貨において、1日中取引が全くなく、値がつかないようなケースは生じるか。

【参考人の発言】

- 現状、仮想通貨交換業者で取扱われている仮想通貨は、それなりの取引量があり、1日中取引がないというほど、流動性が低いものは存在しない。

仮想通貨交換業者が顧客から預託を受ける仮想通貨の会計処理について

25. 仮想通貨交換業者が顧客から預託を受ける仮想通貨については、預かり資産と負債が両建てとなっており、時価評価を行うかどうかに関わらず、価格変動による評価損益は生じないとの認識で相違ないか。

【参考人の発言】

- 両建てのため損益は生じない。

仮想通貨の特徴が会計処理に与える影響について

26. 仮想通貨の会計基準の開発にあたり、ビットコインを念頭に、次の4点の特徴を持つ仮想通貨を想定しているが、仮想通貨交換業者において現在取扱われている仮想通貨で、この特徴と相違するものがあればお伺いしたい。

- ① 資金決済法上の1号仮想通貨に該当する。
- ② 特定の発行者や管理者が存在せず、価格を保証する第三者が存在しないため、価格変動性が大きい。
- ③ 交換所（市場）で成立した市場価格により自由に売却・換金することが可能であるため、流動性が高い。
- ④ 仮想通貨としての価値情報（仮想通貨の数量）のみを表章する。

【参考人の発言】

- ①については、現状、仮想通貨間の交換取引も行われているため、資金決済法上の2号仮想通貨にも該当するものもある。②については、特定の管理者・発行者が存在する仮想通貨が存在する。

27. 仮想通貨の中には、リップルやイーサリアム等、仮想通貨としての価値情報以外の情報を付加できるものも存在するが、このような特徴が会計処理に与える影響の有無についてのご見解があればお伺いしたい。

【参考人の発言】

- 会計上の取扱いに相違を生じさせるものではないと認識している。

以 上